

景観法に基づく届出制度のご案内

鳥羽市内で大規模な建築行為や開発行為を行う際には、景観法に基づく届出が必要になります！

鳥羽市は、良好な景観づくりを進めるため、令和3年4月1日より鳥羽市景観計画の運用を開始しました。これまで運用していた三重県景観計画とは、届出が必要となる行為の規模などが異なります。また、鳥羽市景観計画に定める基準に基づき審査することとなります。

届出の受理の日から原則30日間（最大90日間）は行為に着手できませんが、着手できない期間を短縮できる場合があります。

なお、審査を円滑に進めるため、届出書提出の前に事前協議が必要となりますので、事前協議申出書を提出してください。詳しくは、建設課まちづくり整備室までお問い合わせください。

◎届出対象行為 詳細は、「鳥羽市景観計画 届出の手引き」(P1~7)をご覧ください。

行為の区分	規模	
建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突等、鉄柱・木柱等、装飾塔等、高架水槽等、遊戯施設等	高さ10mを超えるもの
	架空電線路用の鉄塔等	高さ30mを超えるもの
	擁壁、さく、塀等	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	アスファルトプラント等、自動車車庫等、処理施設等	高さ10mを超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの
	太陽光発電施設	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、高さ5mを超えるもの	

◎景観形成基準 詳細は、「鳥羽市景観計画」「鳥羽市景観計画 景観形成基準解説書」をご覧ください。

「鳥羽市景観計画」「鳥羽市景観計画 景観形成基準解説書」
「鳥羽市景観計画 届出の手引き」については、鳥羽市のホームページにおいてご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.toba.mie.jp/machi/keikankeikaku/keikan.html>

【問い合わせ先】

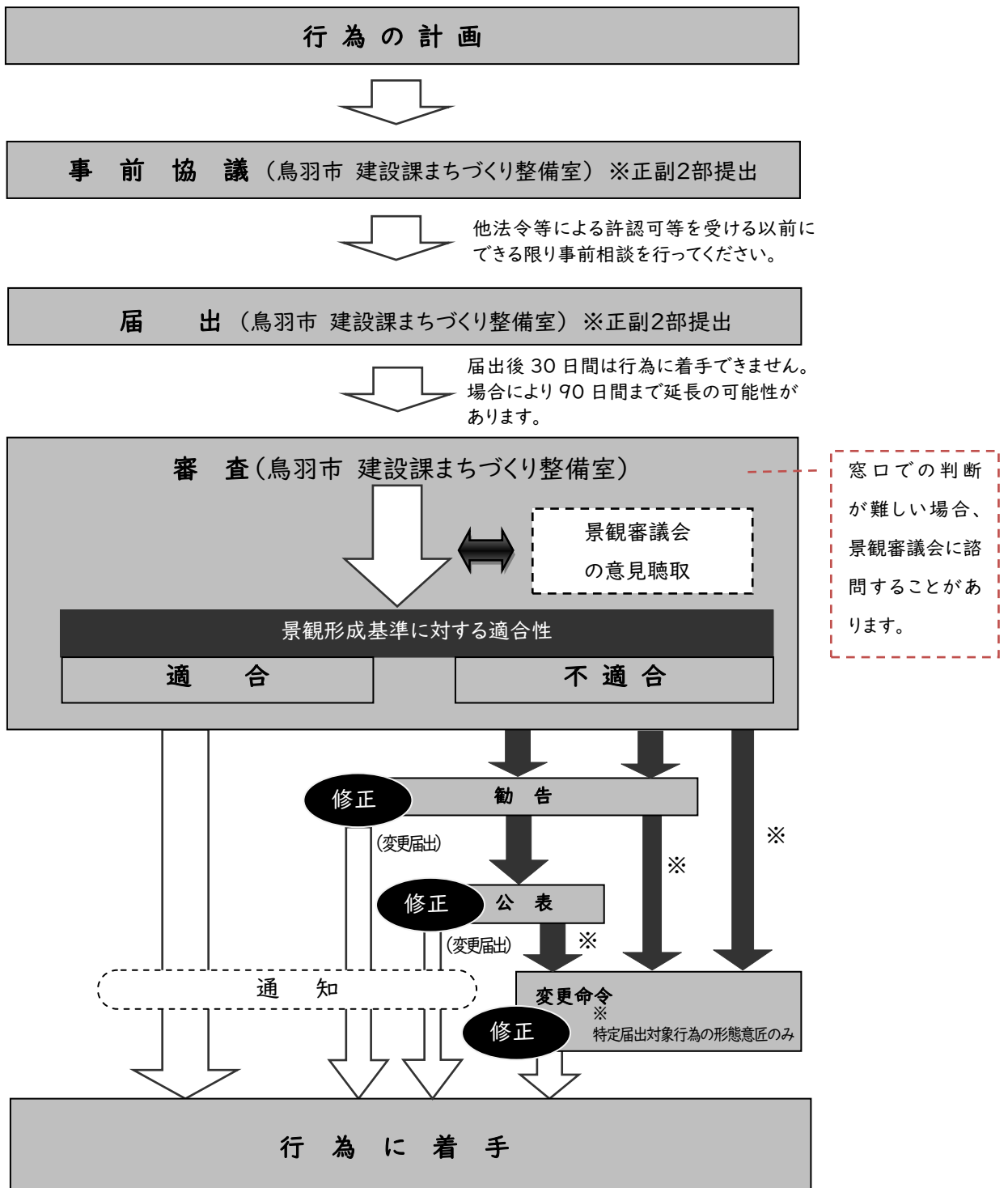
鳥羽市 建設課 まちづくり整備室

電話 0599-25-1175

FAX 0599-25-5241

Mail machi@city.toba.lg.jp

■届出手続きの主な流れ■



◆届出をした行為が完了しましたら、速やかに完了報告書を鳥羽市建設課まちづくり整備室まで提出してください。

◆届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
(景観法第 103 条第 1 号)

◆変更命令に従わなかった場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。
(景観法第 102 条第 1 号)

※特定届出対象行為とは、景観法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める、変更命令を行うことができる行為です。鳥羽市では、「建築物や工作物の新築(工作物の場合は新設)、増築、改築若しくは移転、外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」のことで。